

杉並区職員措置請求監査結果

(政務調査費に関する住民監査請求)

(平成21年9月)

杉並区監査委員

目次

第1	請求の受付	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	1
	(1) 主張事実の要旨	2
	(2) 措置請求の要旨	4
第2	請求の受理	
1	監査委員の除斥	5
2	要件審査、受理	
	(1) 監査請求期間について	5
	(2) 受理	5
第3	監査の実施	
1	請求人の証拠の提出及び陳述	5
2	監査項目	5
第4	監査対象部局の抗弁	
1	政策経営部区長室総務課	6
2	区議会事務局	7
第5	監査の結果と判断	
1	監査結果	11
2	判断	11
資料		
1	措置請求書及び事実を証明する書面	
1 - 1	措置請求書(平成21年8月7日提出)	15
1 - 2	事実証明書(平成21年8月7日提出)	19
1 - 3	事実証明書追加訂正申出書(平成21年8月11日提出)	43
1 - 4	事実証明書訂正申出書(平成21年8月20日提出)	44
1 - 5	陳述において提出された証拠(平成21年8月20日提出)	45
2	請求人が主張する「違法な支出により杉並区が被った損害」一覧	119
3	条例、規則、規程	
3 - 1	政務調査費条例(平成13年3月23日)	121
3 - 2	政務調査費条例施行規則(平成13年3月30日)	124
3 - 3	政務調査費条例(平成18年12月11日)	126
3 - 4	政務調査費条例施行規則(平成19年3月30日)	129
3 - 5	政務調査費の取扱いに関する規程(平成19年3月30日)	131
3 - 6	政務調査費条例(平成20年10月14日)	133
3 - 7	政務調査費の取扱いに関する規程(平成20年4月1日)	136

4 抗弁書

4 - 1	政策経営部区長室総務課	・・・・・・・・・・・・・・・・	141
4 - 2	区議会事務局	・・・・・・・・・・・・・・・・	145

(注)

- 1 本件措置請求にかかる直接の利害関係人については、仮名とした。それ以外の資料に記載されている氏名等については、原文のままとした。
- 2 全文については以下のとおりである。ただし、地方自治法第242条第4項の公表以外の周知用、ホームページ掲載用については、事実証明書等、資料の一部を省略する。

第1 請求の受付

1 請求人

A

2 請求書の提出

請求書の提出日は平成21年8月7日である。

なお、8月7日提出の請求書に関して、同月11日に請求書本文の訂正及び事実証明書の追加があり、さらに同月20日に事実証明書の訂正があった。

3 請求の内容

請求人が提出した政務調査費に関する「住民監査請求措置請求書」(以下、「措置請求書」という。)は別添(資料1)のとおりであるが、請求人の主張事実及び措置請求についての要旨は、次の(1)及び(2)のとおりである。

なお、「措置請求書」等の記載も含めて、以下議員の氏名については、仮名による記載に修正した。その理由は次のとおりである。

地方自治法(以下「法」という。)第242条によると、住民監査請求の対象となる行為の主体は、長、委員会若しくは委員、職員に限定されており、議員がこれに該当しないことは明らかである。長、委員会若しくは委員、職員については、実名ないしは職名により個人が特定されることは、住民監査請求の目的を実現するために必要な限りにおいて一般的に是認されるとしても、住民監査請求の制度自体が直接の対象としていない議員については、実名記載を必要とする特別の理由がない限り、個人情報保護の観点からの配慮を求められなければならない。このため、議員の氏名については、原則としてすべてを、仮名で表現することが妥当と判断したものである。

なお、仮名の付番については、アルファベットの小文字のaから順に表記した。

また、以下の記載において、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号)を「政務調査費条例」と、また、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第35号)を「政務調査費条例施行規則」と、さらに、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(平成19年3月30日議長訓令甲第一号)を「政務調査費の取扱いに関する規程」という。

なお、政務調査費条例については平成18年12月11日に、政務調査費条例施行規則については平成19年3月30日にそれぞれ改正されて、両者共に平成19年5月1日から施行されている。また、政務調査費の取扱いに関する規程は平成20年4月1日に改正され、同日より施行されている。さらに政務調査費条例は平成20年10月14日に改正され、同日より施行されている。本件措置請求に

においては、措置請求の対象年度毎に、それぞれ該当する、政務調査費条例、政務調査費条例施行規則、政務調査費の取扱いに関する規程により監査することになる。このため、政務調査費条例、政務調査費条例施行規則及び政務調査費の取扱いに関する規程を資料として添付した。

(1) 主張事実の要旨

杉並区議会の会派及び議員の提出した政務調査費収支報告書並びに一部に添付された領収書等を調査したところ、区議会事務局が平成 15 年度以降、各区議会議員に対して支出してきた政務調査費のうち、特定の政治団体や政党が資金集めのために開く政治資金パーティーのパーティー券購入や、政治団体や政治家の後援会費等に支出した例が、過去にさかのぼって多数あることが関連証拠の裏づけによって明らかになった。

詳細は別紙記載のとおりだが、たとえば a 区議の政務調査費収支報告書によれば、平成 19 年 12 月 8 日付で「杉並 No. 1 の会」に対して 2000 円を支出している。費目は「講演会(杉並 No. 1 の会)参加費」となっている。杉並 No. 1 の会は東京都選挙管理委員会に届出をした政治団体で山田宏区長の後援会である。選挙の際には山田氏個人に寄附をしている。また、同日に同会の主催で開かれた催しの性格については、報告書に添付された領収書に「本パーティーは、政治資金規正法第 8 条の 2 にもとづく政治資金パーティーです」と書かれているとおりである。

上記の一例をはじめとして、区長、区議会事務局ならびに関連職員は、政務調査費の用途基準や関連条規訓令等、ならびに公金支出の基本理念に反する違法な支出を行い、これをあらためさせるなど区財産管理をする行為を怠った。

法第 100 条 13 項および 14 項(平成 20 年の法改正によって、現在は 14 項、15 項)並びに政務調査費条例等に基づき、杉並区議会の各会派及び議員に対し交付される政務調査費(議員 1 人あたり月額 16 万円)は、「区議会議員の区政に関する調査研究に資するため」にのみ支出がなされるべきものである。これらの「区政のための調査研究」が、政治活動のための資金収集活動と明白に区別されなければならないことは、もはやいうまでもない。

政治資金パーティーを開催する最も大きな動機は、当該団体の政治活動資金の調達にある。したがって仮に「講演を聞く」ためなどの理由だとしても、いったんパーティー券を購入すれば特定の政治団体による政治資金集めに協力することになる。按分して購入費の一部を政務調査費で計上することは無意味である。

以上のような理由から、別紙記載の各支出が公費としての政務調査費の使途として適正さを欠く不当な支出であることは明白である。

今回措置を求めている各違法支出の対象は大きくわけて次の種類がある。

政治資金規正法第8条の2で定める政治資金パーティーのパーティー券
政治資金規正法第12条で報告書に収入の記載が義務づけられている、
政治団体・政党支部による上記以外の事業
支払い目的が明確でない政治団体への入金

このうち、 に関しては、

- あ)領収書の添付がなく単に特定の政治資金パーティーに参加したとの記載があるもの
- い)政治団体に入金した振り込み用紙はあるがチケットの半券など同団体主催の政治資金パーティーに参加したことを裏付ける証拠がないもの
- う)政治資金パーティーのチケットは添付されているものの半券が切り取られておらず、参加の有無が確認できないもの

などがあり、慎重に検証する余地がある。 のい)う) ならびに のケースについては単なる事実上の寄附行為である可能性も否定できない。さらに、 については、「研修」などと銘打っているものの、実際は政党の事業であり、しかも参加費から主催者の政治団体や政党支部が収益をあげていることが、関連する政治資金収支報告書でわかっている。

いずれも「区議会議員の区政に関する調査研究に資するため」の政務調査費の使途としては不適切で、返還を勧告すべき事案である。

ところで本件申し立てに関連する支出を記載した平成15年度～20年度の各収支報告書のなかには、提出から1年が経過したものもある。しかし、杉並区長をはじめとする本件支出に関連する区職員は、区民・国民の税金である公金が特定政治団体の政治資金調達に流用するという行為を見逃し、よって区財産の管理を怠った。各不法行為が明るみになったのも本件申し立ての直前であり、法が定める住民監査請求の時効は成立しておらず、措置請求権は存続している。

また、19年度分については今年4月30日にだされた住民監査請求を受けて、当区監査委員は6月に発表した監査結果で、政治団体「杉並No.1の会」に対する支出には問題がないとの判断をしている。しかしながら、報告書をみる

限り、当該団体が東京都選挙管理委員会に届出がなされた政治団体であることや、関連する催しが政治資金パーティーであることを、申立人や監査委員が認識していた形跡はない。今回申立人による調査で、はじめて上記の事実が発覚したのであるから、区監査委員には新事実を考慮して再度監査業務を行う責務がある。なお、この年の「杉並No.1の会」が主催した政治資金パーティーの内容が公表されたのは平成19年9月17日の都選管による政治資金収支報告書の定期公表によってであり、そこから算出しても1年は経過していない。

これらの結果、杉並区が被った損害は別紙の通りである。条例等に違反する事実に対し監査を行う必要性は明白である。

政務調査費の取扱いに関する規程第2条によれば、「次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする」として、次の例を挙げている。

- 一 選挙活動に関する経費
- 二 政党活動に関する経費
- 三 後援会活動に関する経費

この議長訓令は平成20年4月1日の発令だが、訓令が出された後も引き続き政治資金パーティー券に対する支出が行われている事実が明らかになった。明白に訓令に触れるものであるにもかかわらず、区長後援会である政治団体のパーティー券購入に現職議長自らがかかわっているほか、同年3月に報告を提出した「政務調査費検討会」の会長を務めたb議員もまた、多数のパーティー券を購入している。さらに副会長のc区議ら委員3名もパーティー券を購入していたことが判明した。パーティー券購入区議は検討会構成メンバー8名のうちじつに4人を占める。区議会の規範意識と区議会事務局の公金管理体制が疑われるところである。

(2) 措置請求の要旨

長年にわたって放置されてきた一連の違法な支出により杉並区の被った損害額は別紙(資料2)のとおりである。平成15年度から20年度の間、政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

第2 請求の受理

1 監査委員の除斥

関昌央委員及び河津利恵子委員は、本件請求について、法第199条の2の規定に基づき、平成21年8月10日の監査委員会議で除斥とした。

2 要件審査、受理

(1) 監査請求対象期間について

本件措置請求は、上記1の3の(2)に記載したとおり、平成15年度から平成20年度の間、政務調査費の交付を受けた会派及び議員の一部に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求めるものであるが、少なくともその一部について、杉並区長が返還請求権を行使する余地のあることは明らかである。したがって、請求内容の全部または一部について、措置請求書が監査請求期間内に提出されたものと認める。

(2) 受理

本件措置請求は法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成21年8月14日、受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成21年8月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人が陳述を行い、また、新たな証拠の提出があった。

2 監査項目

請求人は、平成15年度から平成20年度の間、政務調査費について、杉並区長が返還請求権を行使するように勧告することを求めている。これは、法第100条14項及び政務調査費条例に基づき交付された政務調査費について、同条例第12条により返還請求するよう求めているものである。ところで、この不当利得返還請求権は公法上の債権であり、法第236条により、5年間の消滅時効が定められている。したがって平成15年度分の政務調査費については、杉並区長の返還請求権が消滅しているため棄却するものとし、平成16年度から平成20年度の間、請求について監査を実施する。

なお、請求人は「各不法行為が明るみになったのも本件申し立ての直前であり、地方自治法が定める住民監査請求の時効は成立していない」と主張しているが、各年度の収支報告書は翌年度の5月1日から閲覧に供されている。平成15年度の収支報告書が閲覧に供されたのは平成16年5月1日であり、この日以降は請求人をはじめとする区民の閲覧が可能であったことなどから、請求人の主張には

理由がない。

これらを踏まえた上で、監査の実施にあたっては、以下の2項目を監査項目とし、監査結果を導くこととした。

法令違反の有無について

事務手続上の適否について

第4 監査対象部局の抗弁

政策経営部区長室総務課及び区議会事務局を監査対象部局とし、抗弁書の提出を依頼し、関係書類の調査を行った。

1 区長室総務課

対象部局の一つである区長室総務課より、平成21年8月25日に抗弁書（別添資料4-1）の提出があった。抗弁書の要旨は次のとおりである。

[区長室総務課の抗弁の要旨]

(1) 政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律は、平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日に施行された。

法第100条第13項（現法第14項）の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、この規定に基づき区では、政務調査費条例が制定された。

(2) 政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

(3) 用途基準については、政務調査費が議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することに鑑み、その用途基準についての参考として具体的に列挙したものである。

用途基準に適合するかについては、政務調査費条例第11条の定めるところにより、議長は必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することにより判断されるものと考えている。判断しやすく用途の透明性を高めるため、領収書等を加える条例等の改正が行われ、平成19年5月1日に施行している。政務調査費の立法趣旨に適合した使用であるかどうかは、会派又は議員の自律的な良識に基づく判断にゆだねるべきであると考えている。

- (4) 政務調査費は、法の一部改正を受け、政務調査費条例、政務調査費条例施行規則及び使途基準等を制定し、これらの規定に基づき適正に執行していると考えている。従って、請求人の言う「区長、区議会事務局ならびに関連職員は、政務調査費の使途基準や関連条規訓令等、ならびに公金支出の基本理念に反する違法な支出を行い、これをあらためさせるなど区財産管理をする行為を怠った。」という主張はあたらないものと考えている。
- (5) 政務調査費の使途等については、政治倫理上の観点から、会派や議員のセルフチェック、議会代表者としての議長のチェックを行い、議会の自律性の中で処理することが適当であると考えている。

2 区議会事務局

対象部局の一つである区議会事務局より、平成 21 年 8 月 25 日に抗弁書（別添資料 4 - 2）の提出があった。抗弁書の要旨は次のとおりである

[区議会事務局の抗弁の要旨]

(1) 政務調査費条例の制定から現在までの経過

ア 政務調査費条例の制定

平成 12 年 5 月の法の改正により、法第 100 条第 14 項で、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」、同条第 15 項では、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、政務調査費の交付根拠が明定された。

これを受け当区では、平成 13 年 3 月に政務調査費条例及び政務調査費条例施行規則を制定し、その額、交付方法等について定め、同条例に規定する要件を満たすものに対し、必要な政務調査費を交付することとなった。

イ 政務調査費条例の改正等

政務調査費の使途基準等については、継続的に議会内部で検討を重ね、平成 18 年第四回定例会において、全議員の総意により、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を提出することを義務付けることを含む内容に政務調査費条例の一部を改正し、政務調査費条例施行規則で定める使途基準の中で、研修費に当たるものとして平成 13 年 4 月から例示していた「懇親会費」を削除した。

また、議長訓令により政務調査費の取扱いに関する規程を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動等、その経費を政務調査費で支出できない項目を明示するだけでなく、それらの項目と調査研究に資するために必要なものが

混在する経費の場合は按分して支出する必要があることを定めた。同規程は、改正後の政務調査費条例及び政務調査費条例施行規則と同様、平成 19 年 5 月 1 日から施行している。

さらに、使途の客観性を担保することを目的として、平成 19 年 11 月に「政務調査費検討会」を設置し、学識経験者等の第三者からの意見を反映させた報告書を翌 3 月に取りまとめた。この報告において、政務調査費の使途基準をより具体化した「使途基準細目」が定められたことを受けて、平成 20 年 4 月 1 日に同規程を改正し、この使途基準細目を同規程中に盛り込んだ。

ウ 今年度からの取組み

平成 21 年 6 月に議会内に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、調査検討期間を限定せず、常時、継続的に判例や他自治体の動向などを注視しつつ、政務調査活動とその他の議員活動の区分、個別・具体的な使途の判断等、時代の要請に応えられる基準づくりに向けて検討を進めるとともに、適正な執行をチェックするための第三者機関の設置を視野に入れた検討にも着手しているところである。

(2) 使途の範囲について

政務調査費は、議会の活性化や審議能力の強化が不可欠であるため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、報酬や期末手当のほかに調査研究活動に資するために交付されるものであるが、法第 100 条第 14 項では、「調査研究に資するため必要な経費の一部として」という以上の具体的な内容は明確にされていない。これはそれぞれの自治体の実情に応じた運用を図るべく、各地方自治体の議会が定める条例にその具体化を委ねることとしたものであり、政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方自治体における条例の定めるところに従うものと解するのが相当である。

以上から考えると、その範囲には、調査研究に直接用いられる費用だけでなく、会派・議員の調査研究活動の基盤の充実に有益となる費用等、間接的に用いられる費用も広く含むと解することが至当である。

(3) 使途の判断基準について

会派・議員の調査研究の対象は広範囲におよび、その調査方法も多様であることから、調査研究活動に資するか否かの判断は、会派・議員の良識に委ねられ、一定の裁量が認められるものと解することが相当である。しかし、公金からの支出であることを考えると、その判断は一定の客観的な基準にしたがったものでなければならない。

そこで、使途の妥当性の判断には、区政に関する調査研究に資するか否かということが重要となってくる。そして、議会の調査・審議機能の強化・充実の

ため政務調査費を制度化した法の趣旨に照らすと、当該支出が必要性と合理性を具備しており、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として会派・議員の自主性・自立性を尊重し、適正な支出であると解すべきである。

しかしながら、会派・議員の活動には、調査研究活動とそれ以外の議員活動を同時に有していると思われる場合もあり、それを実務上区別することが困難である場合がある。

そのため、区議会では、経費を政務調査費で支出できない項目を明示するとともに、調査研究に資するために必要な経費と支出できない項目に該当する経費とが混在する場合は、その割合に応じて按分して支出する必要があることを明記した規程を定め、平成 19 年 5 月から適用している。さらに平成 20 年 4 月からは同規程に別表として使途基準細目を定め、支出する際に原則按分が必要と思われる支出項目について、按分の割合上限を示したところである。

(4) 請求人の主張に対する見解

ア 請求人が指摘する政治団体等への支出について

請求人が措置請求書の中で引用している政治資金規正法では、主催事業の収入と同様に機関紙の発行に関する収入についても報告書に収入の記載が義務づけられており、その収入の一部は政治資金に充てられるが、平成 16 年 9 月 15 日の京都地裁判決では、「その政党を経済的に支援し、また、政党の方針及び意向を学習するという側面があるとしても、そのことから直ちに政党活動に当たるとはいえない」として自会派と関係のある政党発行の雑誌・新聞の購読料を資料購入費として認めており、区議会においても、平成 20 年 4 月の改正後の政務調査費の取扱いに関する規程で、所属政党発行の機関紙の購読料は 1 人 1 部という制限付きではあるが、資料購入費に当たると規定している。

一方、平成 19 年 12 月 20 日付仙台高裁の判決では、所属政党以外の特定政党が発行する機関紙の購読料も調査研究に資すると認めていることから、支払先の団体等の収入の使い道に関わりなく、あくまで政務調査費を支出したとするその内容が区政に関する調査研究という目的を逸脱していないことが客観的に判断できるものは、適正な支出と認められると解される。

こうしたことから、請求人が措置請求書であげている特定の政治団体や政党が資金集めのために開くパーティー券購入、主催する事業への参加費の支出等は、それが当該団体の政治資金として運用されるという側面があるかどうかに関わりなく、当該催し等のメニューに、例えば講演会やパネルディスカッション等が組み込まれ、当該議員が区政に関する調査研究に資すると判断し、その内容について合理性が認められる場合は、直ちにそれらが違法な支出に当たるとは言えない。

もちろん、政党・団体内の懇親を目的としたパーティー等、その内容に区

政に関する調査研究の実質がないことが明らかなものが含まれる場合は、調査研究に資する部分が含まれていることを理由として、当該活動に要する経費の全額を政務調査費をもって充てることは、認められない。そのため、区政に関する調査研究に資する活動とその他の活動を合理的に区分し、合理的に区分できない場合は実態に則した按分率で支出することが相当であると考える。

イ 請求人が指摘する各支出について

まず、平成 15 年度から平成 18 年度までの請求人が指摘する 46 件の支出については、平成 19 年 4 月以前は政務調査費条例、政務調査費条例施行規則、政務調査費の取扱いに関する規程等において、経費の按分や支出制限についての明文上の基準が存在せず、また、領収書等証拠書類の提出が義務付けられていなかったこと、懇親会参加費も使途基準における研修費として使途基準で明確に規定していることから、区政に役立てるための情報・知識を得るために必要な経費として、当時の使途基準から逸脱するものではなく、適正なものであったと認められる。

その後、政務調査費の使途についての判例や各自治体における取扱いの変遷等を受け、政務調査費条例や政務調査費の取扱いに関する規程等を社会情勢に適合するよう改正してきたことは、1 の(2) で述べたとおりである。なお、n 前議員の平成 16 年 11 月 18 日付支出「No. 1 の会参加費用」、平成 17 年 12 月 5 日付支出「No. 1 の会参加費」、k 議員の平成 16 年 4 月 2 日付支出「石原のぶてる後援会会費」、o 議員の平成 16 年 11 月 20 日付支出「参議院議員保坂三蔵を囲む会」については、当該議員からの申し出により計上を取り消した。

次に、平成 19 年度支出分の「杉並 1 の会講演会費」については、区政に関する調査研究に資すると認められる内容の講演会と飲食パーティーという、調査研究活動とそれ以外の活動という 2 つの目的が確認できたため、その経費を 2 分の 1 に按分して支出したものであり、当該支出は、平成 21 年 6 月の「杉並区職員措置請求監査結果」において適正な支出と判断されているところである。なお、o 議員の平成 20 年 3 月 26 日付支出「杉並 No. 1 の会会費」については、当該議員からの申し出により計上を取り消し、新たに発生した残余额 5,000 円は返還済みである。

最後に、平成 20 年度支出分についてであるが、当該年度の同会主催の講演会は飲食を含んでいないことが確認されただけでなく、内容的に研修の一種であり、参加費の金額も講演会聴講料として社会通念上認められる範囲と判断できるため、区政に関する調査研究に資する経費として認められる。請求人が指摘する証拠書類としてチケットの半券がないことについては、料金を振り込んだことが確認できる証拠書類が提出され、当該議員が支出の内容

を出納簿・領収書等貼付用紙で示しているため問題はない。また、チケットの半券が切り取られていないことをもって参加の有無が確認できないとしていることについても、当該チケットが講演テーマや開催日等の記載部分と領収書で構成されており、入場時に通常回収される部分が領収書となっていることから、問題はないと考える。

そして、民主党支部主催の「東京フォーラム政策研修会」については、主催政党に所属する議員の参加のため、政党活動に当たるかどうか留意を要するが、その内容は、民間から講師を招いた医療制度についての講義であり、その受講は区政に関する調査研究に資すると考えられること、さらに、実際に公務員をはじめ多様な職業の方が参加し、研修費も社会通念上認められる範囲であることから、同研修会への参加費用は、使途基準に基づく適正な支出で、按分も不要であると考えられる。

以上のとおり、不法支出とする請求人の主張には理由がない。

第5 監査の結果と判断

1 監査結果

本件措置請求については、監査を実施した二名の監査委員の合議により、次のように決定した。

2 判断

請求人の主張は、20 議員(前議員を含む)57 件 計 549,330 円の政務調査費の支出について、区長に返還請求権を行使するよう勧告することを求めるものであるが、先に述べたとおり、平成 15 年度分の請求については棄却する。したがって、監査の対象とする請求は、18 議員 41 件 計 309,330 円についてである。

また、区議会事務局の抗弁によれば、3 議員 5 件 計 30,000 円については、当該議員からの申し出により計上を取り消し、返還されている。これにより、残る監査の対象は、17 議員 36 件 計 279,330 円になる。

さて、請求人の主張の中心は、これらの支出が、政治団体が政治活動資金の調達のために行う政治資金パーティーないしは政治団体等のその他の事業への参加費であり、「区政に関する調査研究に資するため」という政務調査費の使途としては不適切である、という点にある。また、仮に「講演を聞く」といった目的があったとしても、パーティー券を購入すれば特定の政治団体による資金集めに協力することになり、按分すれば認められるという性質のものではない、とする。

これに対して、区議会事務局の抗弁は、大きく 3 点にわたっている。

一つは、主催する政治団体等の目的が何か、に係らず、当該行事が「区政に関

する調査研究に資する」ものであるかどうかによって支出の妥当性を判断すべきであり、またその判断は、明白に妥当性を欠くことが明らかな場合を除いて、各議員の自律的な判断に委ねられるべきもの、とし、京都地裁や仙台高裁の判決を引用している。

二つ目は、平成 18 年度までの支出についてであるが、条例や規則等に照らして問題がない、とするものである。その時点においては、経費の按分や支出制限についての明文上の基準が存在せず、また当時の用途基準から逸脱するものではなく、適正な支出であった、とする。

三つ目は、平成 19 年度、20 年度分についてであるが、規則、規程などが詳細に定められたことを踏まえ、それぞれの支出を規則等に則して点検する必要があるが、その結果について、特段の問題はない、とする。

さて、第一の問題は、政務調査費支出の妥当性の判断に当たって、対象とする行事等の主催者側の意図が政治活動資金の調達等の場合には、まったく認められないか否か、についてであるが、法令上は、「区政に関する調査研究に資する」かどうか、という、政務調査費を支出する議員ないし会派側からの制約をかけているだけで、主催者側の意図については触れていない。したがって、条例等によって一定の規制を行うことは可能であるとしても、直ちに、主催者側の意図に力点を置いて政務調査費支出の適否を判断することは妥当でない。

次に、請求人が指摘した支出の中で、平成 19 年度分のものは 4 件であり、1 件は当該議員からの申し出により、計上を取り消し、返還されたため、監査対象としては 3 件あるが、これらはいずれも、50%の按分率が適用されている。これは、行事全体としては政治集会的な要素を持ちながらも、「区政に関する調査研究に資する」と認めるに足りる講演会があわせて実施されており、参加費の中で、その講演会部分の経費を 50%と見做して按分したものであり、条例、規則等に照らして適切な取扱いとなっている。また、平成 20 年度分のものは 2 種類 7 件あるが、区議会事務局の抗弁書にあるとおり、いずれも飲食等を伴わない講演会であり、金額的にも 2,000 円、3,000 円という、研修費として社会通念上認められる程度の金額であることも含めて、特に問題はないものと判断する。

また、平成 18 年度までの支出については、区議会事務局の抗弁書は、その時点においては、経費の按分や支出制限についての明文上の基準が存在せず、当時の用途基準からも逸脱するものではなく、条例や規則等に照らして問題がない適正な支出であった、としている。しかし、明文上の基準が存在しなくても、「区政に関する調査研究に資する」もの、という政務調査費支出の大枠は変わらないのであって、ここから逸脱するものは、本来的には認められるものではない。

問題は、「区政に関する調査研究に資する」という基準から逸脱するかどうかの判断、認定である。この点については、平成 21 年 6 月「杉並区職員措置請求監査結果(政務調査費に関する住民監査請求)」に詳しく述べたところであり、本

件監査においても同様の認識に立つものであるが、改めてその要点を述べれば、

政務調査費の使途については、議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるという観点から、直接調査研究に要する経費のほか、調査研究のために有益な費用も含まれる。具体的判断は、使途基準などに則して行うべきものであるが、その際、議員の政治活動の自由を損なわない、という観点から議員や会派の良識に基づく判断を尊重するという視点を基本にしつつも、あわせて、説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底などの観点も加味して総合的に判断するとしている。

さて、領収書原本の提出が義務付けられたのは平成 19 年 5 月分の支出以降であることなど、政務調査費の支出について、各議員に説明責任が強く求められるようになったのは、ここ 2 ～ 3 年のことであり、按分という考え方が定着してきたのも同様である。上記基準に照らしても、「調査研究のために有益な費用」についての判断基準が、当時は比較的緩やかに解されていたものと認められるのであって、数年前の行事等について、その性格や内容を特定することが困難であることや、議員の自律性を尊重するという観点も加味して考えると、それぞれの支出について、区長が不当利得返還請求権を行使しなければならない、と断定すべき程度の不当性がある、とは言い切れない。したがって、区長に、不当利得返還請求権を行使するように勧告することを求める本件監査請求については認容できず、請求は棄却する。

なお、平成 18 年度分までの支出については、領収書原本の提出義務に代わって、5 年間の保存が義務付けられていた。このため、今回の監査にあたって、区議会事務局に保存状況の調査を依頼し、監査の参考としたが、火災により消失した、とされたものの他は、一部に記載不備のものが散見されたものの、すべて提出され、確認することができたことを付記する。

(平成 21 年 8 月 7 日 杉監査第 2108 号收受)

(一部訂正：平成 21 年 8 月 11 日 杉監査第 2110 号收受)

住民監査請求措置請求書

1 請求の要旨

このたび、杉並区議会の会派及び議員の提出した政務調査費収支報告書並びに一部に添付された領収書等を調査したところ、区議会事務局が 2003 年度以降、各区議会議員に対して支出してきた政務調査費のうち、特定の政治団体や政党が資金集めのために開く政治資金パーティーのパーティー券購入や、政治団体や政治家の後援会費等に支出した例が、過去にさかのぼって多数あることが関連証拠の裏づけによって明らかになった。

詳細は別紙記載のとおりだが、たとえば a 区議の政務調査費収支報告書によれば、2008 年 12 月 8 日付で「杉並 No. 1 の会」に対して 2000 円を支出している。費目は「講演会（杉並 No. 1 の会）参加費」となっている。杉並 No. 1 の会は東京都選挙管理委員会に届出をした政治団体で山田宏区長の後援会である。選挙の際には山田氏個人に寄附をしている。また、同日に同会の主催で開かれた催しの性格については、報告書に添付された領収書に「本パーティーは、政治資金規正法第 8 条の 2 にもとづく政治資金パーティーです」と書かれているとおりである。

上記の一例をはじめとして、区長、区議会事務局ならびに関連職員は、政務調査費の使途基準や関連条規訓令等、ならびに公金支出の基本理念に反する違法な支出を行い、これをあらためさせるなど区財産管理をする行為を怠った。

地方自治法第 100 条 13 項および 14 項、並びに政務調査費条例等に基づき、杉並区議会の各会派及び議員に対し交付される政務調査費（議員 1 人あたり月額 16 万円）は、「区議会議員の区政に関する調査研究に資するため」にのみ支出がなされるべきものである。これらの「区政のための調査研究」が、政治活動のための資金収集活動と明白に区別されなければならないことは、もはやいうまでもない。

政治資金パーティーを開催する最も大きな動機は、当該団体の政治活動資金の調達にある。したがって仮に「講演を聞く」ためなどの理由だとしても、いったんパーティー券を購入すれば特定の政治団体による政治資金集めに協力することになる。按分して購入費の一部を政務調査費で計上することは無意味である。

以上のような理由から、別紙記載の各支出が公費としての政務調査費の使途として適

正さを欠く不当な支出であることは明白である。

今回措置を求めている各違法支出の対象は大きくわけて次の種類がある。

- ① 政治資金規正法第8条の2で定める政治資金パーティーのパーティー券
- ② 政治資金規正法第12条で報告書に収入の記載が義務づけられている、政治団体・政党支部による上記以外の事業
- ③ 支払い目的が明確でない政治団体への入金

このうち、①に関しては、

- あ) 領収書の添付がなく単に特定の政治資金パーティーに参加したとの記載があるもの
- い) 政治団体に入金した振り込み用紙はあるが、チケットの半券など同団体主催の政治資金パーティーに参加したことを裏付ける証拠がないもの
- う) 政治資金パーティーのチケットは添付されているものの半券が切り取られておらず、参加の有無が確認できないもの

——などがあり、慎重に検証する余地がある。①のい) う)、ならびに③のケースについては単なる事実上の寄附行為である可能性も否定できない。さらに、②については、「研修」などと銘打っているものの、実際は政党の事業であり、しかも参加費から主催者の政治団体や政党支部が収益をあげていることが、関連する政治資金収支報告書でわかっている。

いずれも「区議会議員の区政に関する調査研究に資するため」の政務調査費の使途としては不適切で、返還を勧告すべき事案である。

ところで本件申し立てに関連する支出を記載した平成15年度～20年度の各収支報告書のなかには、提出から1年が経過したものもある。しかし、杉並区長をはじめとする本件支出に関連する区職員は、区民・国民の税金である公金が特定政治団体の政治資金調達に流用するという行為を見逃し、よって区財産の管理を怠った。各不法行為が明るみになったのも本件申し立ての直前であり、地方自治法が定める住民監査請求の時効は成立しておらず、措置請求権は存続している。

また、19年度分については今年4月30日にだされた住民監査請求を受けて、当区監査委員は6月に発表した監査結果で、政治団体「杉並No.1の会」に対する支出には

問題がないとの判断をしている。しかしながら、報告書をみる限り、当該団体が東京都選挙管理委員会に届出がなされた政治団体であることや、関連する催しが政治資金パーティーであることを、申立人や監査委員が認識していた形跡はない。今回申立人による調査で、はじめて上記の事実が発覚したのであるから、区監査委員には新事実を考慮して再度監査業務を行う責務がある。なお、この年の「杉並No.1の会」が主催した政治資金パーティーの内容が公表されたのは2008年9月17日の都選管による政治資金収支報告書の定期公表によってであり、そこから算出しても1年は経過していない。

これらの結果、杉並区が被った損害は別紙の通りである。条例等に違反する事実に対し監査を行う必要性は明白である。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（改正平成20年4月1日議長訓令甲第2号）第2条によれば、「次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする」として、次の例を挙げている。

- 一 選挙活動に関する経費
- 二 政党活動に関する経費
- 三 後援会活動に関する経費

この議長訓令は平成20年4月1日の発令だが、訓令が出された後も引き続き政治資金パーティー券に対する支出が行われている事実が明らかになった。明白に訓令に触れるものであるにもかかわらず、区長後援会である政治団体のパーティー券購入に現職議長自らが関わっているほか、同年3月に報告を提出した「政務調査費検討会」の会長を務めたb議員もまた、多数のパーティー券を購入している。さらに副会長のc区議ら委員3名もパーティー券を購入していたことが判明した。パーティー券購入区議は検討会構成メンバー8名のうちじつに4人を占める。区議会の規範意識と区議会事務局の公金管理体制が疑われるところである。

さらに、杉並区監査委員4名のうち、関昌央委員・河津利恵子委員は利害関係人にあたるため、監査業務からの除斥を求める。すなわち関委員は本件監査請求の直接の対象者であり、河津委員は本件監査請求と関連のある民主党に所属している。

長年にわたって放置されてきた一連の違法な支出により杉並区の被った損害額は別紙のとおりである。平成15年度から20年度の間、政務調査費の交付を受けた会派及び

議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。なお、不法支出の件数は多数にわたり、しかも支出先の団体や催しの属性を特定する作業は煩雑である。別紙に記載したほかにも見落としている同種の違法支出が存在する可能性も考えられることから、あらたな不法支出を発見でき次第、追加する用意がある。

以上

2 請求者

A

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

2009年8月7日

杉並区監査委員 殿

(注) 平成21年8月7日に請求人から提出された措置請求書に、同月11日付けで請求人から申出があった訂正内容を反映させて、可能な限り原文のまま掲載した。

請求人が主張する「違法な支出により杉並区の被った損害」一覧

購入日付	支払先	記載内容	区議名	支出額
2003/9/10	?	都自民主権政経セミナー	d	¥20,000
2003/10/2	自民党東京都支部 連合会	東京政経フォーラム会費	e	¥20,000
2003/10/29	自民党第七支部	自民党研修	f	¥20,000
2003/11/10	杉並No.1の会	12/1開催 杉並No.1の会研修	b	¥8,000
2003/12/1	杉並No.1の会	山田区長の会合	g	¥8,000
2003/12/1	杉並No.1の会	杉並No.1の会事務局	h	¥8,000
2003/12/1	杉並No.1の会	セミナー参加代 講師山田宏	i	¥8,000
2003/12/1	杉並No.1の会	新しい首長の志セミナー	j	¥8,000
2003/12/10	石原伸晃の会	石原伸晃政経セミナー	h	¥20,000
2003/12/10	石原伸晃の会	第11回政経セミナー 石原伸晃政経 セミナー事務局	g	¥20,000
2003/12/10	石原伸晃の会	赤坂プリンスホテルにて 石原のぶて る政経セミナー 道路問題の件	b	¥20,000
2003/12/10	石原伸晃の会	石原伸晃政経セミナー 講師石原伸	i	¥20,000
2003/12/10	石原伸晃の会	石原のぶてる政経セミナー	f	¥10,000
2003/12/10	石原伸晃の会	石原のぶてる政経セミナー	j	¥20,000
2003/12/15	石原伸晃の会	石原伸晃政経セミナー	d	¥20,000
2004/3/15	石原伸晃の会	石原のぶてる政経セミナー	j	¥10,000
2004/4/2	石原伸晃の会	石原のぶてる後援会費	k	¥6,000
2004/4/7	石原伸晃の会	石原のぶてる政経セミナー	k	¥10,000
2004/4/7	石原伸晃の会	研修 講師小池大臣 石原伸晃政経 セミナー	l	¥20,000
2004/4/7	石原伸晃の会	赤坂プリンスホテル「選択と集中」石 原のぶてる代議士第12回セミナー	b	¥8,000
2004/4/7	石原伸晃の会	石原伸晃政経セミナー	f	¥20,000
2004/12/6	杉並No.1の会	杉並No.1の会セミナー参加費 講師 伊藤達也	i	¥8,000
2004/7/27	杉並No.1の会	杉並No.1の会 出版記念会参加費	i	¥4,000
2004/10/29	?	保坂氏報告会参加費	m	¥3,000
2004/11/18	杉並No.1の会	No.1の会参加費	n	¥8,000
2004/11/20	?	参議院議員保坂三蔵を囲む会	o	¥3,000
2004/11/20	自民党東京都参議 院選挙区第三支部	研修会費	e	¥3,000
2004/12/7	杉並No.1の会	山田区政報告会 No.1の会	p	¥8,000
2005/4/22	石原伸晃の会	赤坂プリンスにて 石原伸晃政経セ ミナー参加	b	¥10,000
2005/11/26	保坂三蔵後援会	保坂三蔵後援会研修会	e	¥3,000
2005/12/5	杉並No.1の会	山田区政報告会 No.1の会	p	¥8,070
2005/12/5	杉並No.1の会	杉並No.1の会講演会参加費(京王プラ ザ)	b	¥8,000
2005/12/5	杉並No.1の会	杉並No.1の会セミナー参加費	i	¥8,000
2005/12/5	杉並No.1の会	No.1の会参加費	n	¥8,000
2006/7/28	自民党東京都支部 連合会	東京発日本を語る 東京政経フォー ラム 講師: 武部勤 安倍晋三	l	¥20,000
2006/10/30	杉並No.1の会	セミナー参加費	i	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	石原伸晃の会シンポジウム	k	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	シンポジウム参加費	q	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	石原伸晃政経セミナー	h	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	シンポジウム参加費 石原伸晃の会	g	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	赤坂プリンスHにて 石原のぶてるシ ンポジウム参加	b	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	石原伸晃の会 セミナー参加費	i	¥10,000
2006/12/4	石原伸晃の会	石原のぶてるシンポジウム	f	¥10,000
2006/12/5	杉並No.1の会	杉並No.1の会研修費	h	¥10,000

購入日付	支払先	記載内容	区議名	支出額
2006/12/5	杉並No.1の会	No.1の会研修費	g	¥10,000
2006/12/5	杉並No.1の会	京王プラザにて 山田杉並No.1の会シンポジウム	b	¥10,000
2007/12/5	杉並No.1の会	区長No.1の会講演会費	p	¥4,060
2007/12/5	杉並No.1の会	No.1の会講演会費	r	¥4,040
2008/3/26	杉並No.1の会	杉並No.1の会会費	o	¥5,000
2008/7/24	東京フォーラム運営委員会	政策研修会参加費「日本の医療の変遷と問題点」	s	¥3,000
2008/7/24	東京フォーラム運営委員会	東京フォーラム政策研修会費	t	¥3,000
2008/11/4	杉並No.1の会	区長No.1の会講演会(区政報告)	p	¥2,080
2008/11/7	杉並No.1の会	講演会(杉並No.1の会)	o	¥2,000
2008/11/11	杉並No.1の会	講演会費「2009年日本の危機とゆくえ」	r	¥2,080
2008/12/8	杉並No.1の会	杉並No.1の会講演会	a	¥2,000
2008/12/8	杉並No.1の会	日本の危機とゆくえ	i	¥2,000
2007/12/5	杉並No.1の会	杉並No.1の会(事務取扱)50%	c	¥4,000
			合計	549,330

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査
費の交付に関する条例

平成十三年三月二十三日

条例第二十六号

改正 平成一四年 六月二一日条例第三一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第二条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第三条 会派に係る政務調査費は、各月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額十六万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第四条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第一項の届出を行つた会派に所属する議員を除く。）につき、月額十六万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかつたものとみなす。

(議長に対する届出)

第五条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であつた者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第六条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度四月一日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第七条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日（その日が杉並区の休日をも定める条例（平成元年杉並区条例第五号）第一条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第六条第二項の通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第一項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前二項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第一項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の十日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の十日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

(使途基準)

第九条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出)

第十条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式）に、政務調査費の収支を表す出納簿の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して三十日以内に、前項の報告書及び出納簿の写しを議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前二項の報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、第一項及び第二項の規定に基づき提出された報告書及び出納簿の写しを、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から五年を経過するまで保存し、閲覧に供しなければならない。

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の報告書及び出納簿の写しが提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務調査費の返還)

第十二条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出(第九条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年杉並区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成一四年六月二一日条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査
費の交付に関する条例施行規則

平成十三年三月三十日
規則第三十五号

(目的)

第一条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長に対する届出)

第二条 条例第五条第一項及び第二項に規定する届出は、会派に係る政務調査費の交付に関する届（第一号様式）によるものとする。

2 条例第五条第三項に規定する届出は、議員に係る政務調査費の交付に関する届（第二号様式）によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第三条 条例第六条第一項に規定する通知は、政務調査費交付対象者状況通知書（第三号様式）によるものとする。

2 条例第六条第二項に規定する通知は、政務調査費交付対象者変更通知書（第四号様式）によるものとする。

(交付決定通知書)

第四条 条例第七条に規定する通知は、政務調査費交付決定通知書（第五号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第五条 条例第八条第一項及び第四項に規定する請求は、政務調査費交付請求書（第六号様式）によるものとする。

(使途基準)

第六条 条例第九条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(政務調査費出納簿)

第七条 条例第十条第一項に規定する出納簿は、政務調査費出納簿（第七号様式）によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第八条 条例第五条第一項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第三項の届出を行った議員は、政務調査費の支出について、条例第十条に規定する政務調査費収支報告書の写し及び前条に定める出納簿のほか、領収書その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を、当該政務調査費収支報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(返還命令書)

第九条 条例第十二条に規定する返還の命令は、政務調査費返還命令書（第八号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

別表（第6条関係）

政務調査費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費・懇親会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

平成十三年三月二十三日
条例第二十六号

〔注〕平成一八年一二月から改正経過を注記した。

改正 平成一四年、六月二一日条例第三一号 平成一五年 四月三〇日条例第一九号
平成一八年一二月一一日条例第四四号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第二条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第三条 会派に係る政務調査費は、各月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額十六万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第四条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第一項の届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額十六万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第五条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者が不在ときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第六条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度四月一日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第七条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表

者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日(その日が杉並区の休日定める条例(平成元年杉並区条例第五号)第一条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第六条第二項の通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第一項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前二項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第一項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の十日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の十日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

(使途基準)

第九条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出)

第十条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務調査費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して三十日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から五年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例四四号〕

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

一部改正〔平成一八年条例四四号〕

(政務調査費の返還)

第十二条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（第九条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年杉並区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一四年六月二一日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月三〇日条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一一日条例第四四号）

- 1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成十三年三月三十日
規則第三十五号

改正 平成一九年 三月三〇日規則第四八号

(目的)

第一条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長に対する届出)

第二条 条例第五条第一項及び第二項に規定する届出は、会派に係る政務調査費の交付に関する届（第一号様式）によるものとする。

2 条例第五条第三項に規定する届出は、議員に係る政務調査費の交付に関する届（第二号様式）によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第三条 条例第六条第一項に規定する通知は、政務調査費交付対象者状況通知書（第三号様式）によるものとする。

2 条例第六条第二項に規定する通知は、政務調査費交付対象者変更通知書（第四号様式）によるものとする。

(交付決定通知書)

第四条 条例第七条に規定する通知は、政務調査費交付決定通知書（第五号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第五条 条例第八条第一項及び第四項に規定する請求は、政務調査費交付請求書（第六号様式）によるものとする。

(使途基準)

第六条 条例第九条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(政務調査費出納簿)

第七条 条例第十条第一項に規定する出納簿は、政務調査費出納簿（第七号様式）によるものとする。

(返還命令書)

第八条 条例第十二条に規定する返還の命令は、政務調査費返還命令書（第八号様式）によるものとする。

一部改正（平成一九年規則四八号）

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日規則第四八号）

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

別表（第6条関係）

政務調査費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示

一部改正〔平成一九年規則四八号〕

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

平成十九年三月三十日
議長訓令甲第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成十三年杉並区規則第三十五号。以下「規則」という。）に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第百四条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出制限)

第二条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- 一 選挙活動に関する経費
- 二 政党活動に関する経費
- 三 後援会活動に関する経費
- 四 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- 五 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- 六 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 七 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 八 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 九 所属する政党発行の新聞等の購入に関する経費
- 十 その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

(領収書等の提出)

第三条 条例第十条第一項及び第二項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第二号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第一号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張した場合は、政務調査交通費記録簿（第二号様式）を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第四条 条例第五条第一項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第三項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第十条第一項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- 一 宿泊を伴う先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書（第三号様式）
- 二 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- 三 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- 四 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第十条第四項に規定する期間まで保存し、政務調査

視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

平成十三年三月二十三日
条例第二十六号

〔注〕平成一八年一二月から改正経過を注記した。

改正 平成一四年 六月二一日条例第三一号 平成一五年 四月三〇日条例第一九号
平成一八年一二月一一日条例第四四号 平成二〇年一〇月一四日条例第二八号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二〇年条例二八号〕

(交付対象)

第二条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第三条 会派に係る政務調査費は、各月一日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額十六万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第四条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第一項の届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額十六万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第五条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第六条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度四月一日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第七条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第八条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の十日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第五号)第一条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第六条第二項の通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第一項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前二項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第一項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の十日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の十日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

(使途基準)

第九条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出)

第十条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務調査費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して三十日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から五年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成一八年条例四四号〕

(議長の調査)

第十一条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

一部改正〔平成一八年条例四四号〕

(政務調査費の返還)

第十二条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（第九条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年杉並区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成一四年六月二一日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月三〇日条例第一九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一一日条例第四四号）

- 1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一〇月一四日条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。

○杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

平成十九年三月三十日
議長訓令甲第一号

改正 平成二〇年 四月 一日議長訓令甲第二号

(趣旨)

第一条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成十三年杉並区規則第三十五号。以下「規則」という。）に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第百四条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第二条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- 一 選挙活動に関する経費
- 二 政党活動に関する経費
- 三 後援会活動に関する経費
- 四 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- 五 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- 六 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 七 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 八 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 九 その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

3 規則第六条の用途基準の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成二〇年議長訓令甲二号〕

(領収書等の提出)

第三条 条例第十条第一項及び第二項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第二号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第一号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務調査費により支出する場合は、政務調査交通費記録簿（第二号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成二〇年議長訓令甲二号〕

(帳票類等の提出)

第四条 条例第五条第一項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第三項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第十条第一項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- 一 宿泊を伴う先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書（第三号様式）
- 二 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- 三 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類

四 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第十条第四項に規定する期間まで保存し、政務調査視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十九年五月一日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成二〇年四月一日議長訓令甲第二号）

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

政務調査費使途基準細目

科目	内容								
調査研究費	<p>○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</p> <p>○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする）</p> <p>○交通費の計上については、次のいずれかの方法による</p> <p style="margin-left: 20px;">a 「政務調査交通費記録簿」を作成して実費を計上する</p> <p style="margin-left: 20px;">b スイカ・パスモ等のチャージ料を計上する この場合の支出割合の上限は3/4とする</p> <p style="margin-left: 40px;">ただし、月額20,000円を超えることはできない</p>								
研修費	<p>○懇親会費の計上はできないものとする</p>								
会議費	<p>○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する</p>								
資料作成費	<p>○細目なし</p>								
資料購入費	<p>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</p> <p>○所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする</p> <p>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</p>								
広報費	<p>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する</p>								
事務費	<p>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に則して按分する</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする</p> <p>○インターネット接続料については、実態に則して按分する</p> <p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="438 1668 965 1937"> <tbody> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする</p>	携帯電話	1/2	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）	1/4
携帯電話	1/2								
固定電話（事務所専用）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）	1/4								

<p>事務所費</p>	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1" data-bbox="504 342 1356 815"> <tr> <td data-bbox="504 342 560 490">自己所有</td> <td colspan="2" data-bbox="560 342 1356 490">計上できない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 490 560 815" rowspan="2">賃借</td> <td data-bbox="560 490 751 546">事務所専用</td> <td data-bbox="751 490 1356 546">事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 546 751 815">自宅兼用</td> <td data-bbox="751 546 1356 815">事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1" data-bbox="504 1003 1356 1568"> <tr> <td data-bbox="504 1003 560 1240">自己所有</td> <td colspan="2" data-bbox="560 1003 1356 1240">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1240 560 1568" rowspan="2">賃借</td> <td data-bbox="560 1240 751 1296">事務所専用</td> <td data-bbox="751 1240 1356 1296">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1296 751 1568">自宅兼用</td> <td data-bbox="751 1296 1356 1568">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$															
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$															
<p>人件費</p>	<p>○日常的に勤務する職員の賃金の支出割合の上限は1/2とする</p> <p>ただし、議員と生計を一にする親族を上記職員として雇うことはできない</p> <p>○臨時に勤務する職員の賃金については勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、勤務実績に応じて支払うものとする</p> <p>ただし、支払額は議員一人あたり月額50,000円を超えることはできない</p>																

追加【平成二〇年議長訓令甲二号】

監 査 委 員 殿

平成 2 1 年 8 月 2 5 日

区長室総務課長
石 原 史 郎

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体には、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費が交付できるとなっていた。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決成立した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 同法第 100 条第 13 項（現法第 14 項）の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、この規定に基づき区では、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号）を制定した。

2 杉並区政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び同規則における、区長及び総務課の役割

区側の事務局である総務課の事務の概略は、以下のとおりである。政務調査費にかかる予算の支出等については、区議会事務局に委任されている。

- ① 会派の代表者及び議員から議長に提出された「会派（議員）に係る政務調査費の交付に関する届」に基づき、議長から区長あてに会派及び議員の状況の通知（政務調査費交付対象者状況通知書）を受ける。また、会派に係る異動等があった場合は、その通知（政務調査費交付対象者変更通知書）を受ける。
- ② 区長は、議長からの上記①の通知に基づき「政務調査費交付決定通知書」により、会派の代表者及び議員に通知する。
- ③ 会派の代表者及び議員は、上記②の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日（休日の場合は翌日）までに、区長へ当該四半期の月数分を請求するが、会計事務処理は区議会事務局が行っている。（支出事務を行っている根拠は、予算事務規則第 4 条 課長への支出命令に関する事務の委任、会計事務規則第 2 条第二号 課長の規定による。）

- ④ 条例第9条に定められた使途基準に則って使われた政務調査費は、第10条により年度終了後に政務調査費収支報告書（平成19年5月1日から領収書その他の証拠書類の添付も義務付けられた。）として議長に提出され、写しが区長あて送付される。
- ⑤ 区長に送付された収支報告書（写）については、報告書上の金額の積算等についての点検を行っている。

3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与（調査等）についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

当区では、使途の透明性の確保の観点から、条例制定時から会派の代表者及び議員は、政務調査費収支報告書に出納簿を添えて議長に提出し、議長は報告書等を5年間保存することや報告書及び出納簿を閲覧に供することを定めている。また、平成19年5月1日から、報告書等の提出の際に、領収書その他の証拠書類を添付するよう条例改正を行い、より透明性の高い制度を構築していると考えている。

4 政務調査費の交付及び返還請求の手順

- (1) 政務調査費の交付を受ける場合は、以下のどちらかを議長に届け出る。
 - ① 会派として交付を受けるときは、当該会派の代表者は、経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは事務局長）に届け出なければならない。その届出内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出る。（条例第5条第1項・第2項）（様式第1号）
 - ② 議員に係る交付を受けるときは、議員はその旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。（条例第5条第3項）（様式第2号）
- (2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知する。（条例第6条第1項）（様式第3号）
 - ① 年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知する。（条例第6条第2項）（様式第4号）
- (3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知する。（条例第7条）（様式第5号）
- (4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（休日の場合は翌日）までに、区長に当該四半期の月数分を請求する。（条例第8条第1項）

- (5) 区長は請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。(条例第 8 条第 2 項)
- (6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。(条例第 8 条第 4 項・第 6 項)
- (7) 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出(使途基準に従って行った支出)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。(条例第 12 条)(様式第 8 号)

5 使途基準について

(1) 区長が定める規則で規定した目的等

杉並区の政務調査費の交付に関する条例は、平成 13 年第 1 回区議会定例会において、議員提案、区長提案の 2 議案が同時に上程され、審議の結果、区長提案の条例が可決されている。この結果、区長提案の条例第 9 条に基づき規則を区側で制定した。規則は条例施行について必要な事項としての様式の制定と、政務調査費が議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付することに鑑み、その使途基準についての参考として具体的に列挙したものである。

(2) 使途基準に適合するか否かの判断について

使途基準に従ってということは、条例第 9 条に基づき、規則第 6 条関係の別表による科目と内容により、政務調査費の使途の整理を行うことを被交付者に義務付けたものである。

また、適合するかについては、条例第 11 条の定めるところにより、議長は必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することにより判断されるものと考えている。判断しやすく使途の透明性を高めるため、領収書等を加える条例等の改正が行われ、平成 19 年 5 月 1 日に施行している。政務調査費の立法趣旨に適合した使用であるかどうかは、会派又は議員の自律的な良識に基づく判断にゆだねるべきであると考えている。

なお、区議会内部に設置した「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定するとともに、平成 20 年 3 月に政務調査費の「使途基準細目」を定めており、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

6 今回の措置請求に対し、総務課としての見解

政務調査費は、前述のとおり地方自治法の一部改正を受け、条例、規則及び使途基準等を制定し、これらの規定に基づき適正に執行していると考えている。従って、請求人の言う「区長、区議会事務局ならびに関連職員は、政務調査費の使途基準や関連条規訓令等、ならびに公金支出の基本理念に反する違法な支出を行い、これをあらためさせるなど区財産管理をする行為を怠った。」という主張はあたらないものと考えている。

また、政務調査費のあり方や使途基準等に関しては、この間、区議会において、精力的に検討を行ってきた。領収書原本等の添付の義務付けをはじめ、「政務調査費の取り扱いに関する規程」の制定や学識経験者等からの意見を反映した使途基準細目の作成など、政務調査費の使途に関する客観性の担保や透明性の確保に努めてきた。これらの実施により、政務調査費の一層適正な執行が図られてきていると考えている。

なお、総務課は、前述したように実質的な権限を行使しているとは言い難いため、政務調査費の一連の事務に関しての関与は限定されている。実務を行っているのは区議会事務局であるので、一義的には議長及び区議会事務局において、政務調査費の適正な執行が図られるよう、必要な点検・調査を実施されることが妥当であり、また、政務調査費の使途等については、政治倫理上の観点から、会派や議員のセルフチェック、議会代表者としての議長のチェックを行い、議会の自律性の中で処理することが適当であると考えている。

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長

伊藤 重夫

1 政務調査費の交付に関する条例等の制定から現在までの経過

(1) 政調費条例の制定

平成 12 年 5 月の地方自治法（以下「法」という。）の改正により、法第 100 条第 14 項で、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」、同条第 15 項では、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、政務調査費の交付根拠が明定された。

これを受け当区では、平成 13 年 3 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政調費条例」という。）及び「同施行規則」（以下「施行規則」という。）を制定し、その額、交付方法等について定め、同条例に規定する要件を満たすものに対し、必要な政務調査費を交付することとなった。

(2) 政調費条例の改正等

政務調査費の使途基準等については、継続的に議会内部で検討を重ね、平成 18 年第四回定例会において、全議員の総意により、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を提出することを義務付けることを含む内容に政調費条例の一部を改正し、施行規則で定める使途基準の中で、研修費に当たるものとして平成 13 年 4 月から例示していた「懇親会費」を削除した。

また、議長訓令により「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動等、その経費を政務調査費で支出できない項目を明示するだけでなく、それらの項目と調査研究に資するために必要なものが混在する経費の場合は按分して支出する必要があることを定めた。同規程は、改正後の政調費条例及び施行規則と同様、平成 19 年 5 月 1 日から施行している。

さらに、使途の客観性を担保することを目的として、平成 19 年 11 月に「政務調査費検討会」を設置し、学識経験者等の第三者からの意見を反映させた報告書を翌 3 月に取りまとめた。この報告において、政務調査費の使途基準をより具体化した「使途基準細目」が定められたことを受けて、平成 20 年 4 月 1 日に同規程を改正し、この使途基準細

目を同規程中に盛り込んだ。

(3) 今年度からの取組み

平成 21 年 6 月に議会内に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、調査検討期間を限定せず、常時、継続的に判例や他自治体の動向などを注視しつつ、政務調査活動とその他の議員活動の区分、個別・具体的な使途の判断等、時代の要請に応えられる基準づくりに向けて検討を進めるとともに、適正な執行をチェックするための第三者機関の設置を視野に入れた検討にも着手しているところである。

2 使途の範囲について

政務調査費は、議会の活性化や審議能力の強化が不可欠であるため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、報酬や期末手当のほかに調査研究活動に資するために交付されるものであるが、法第 100 条第 14 項では、「調査研究に資するため必要な経費の一部として」という以上の具体的な内容は明確にされていない。これはそれぞれの自治体の実情に応じた運用を図るべく、各地方自治体の議会が定める条例にその具体化を委ねることとしたものであり、政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方自治体における条例の定めるところに従うものと解するのが相当である。

以上から考えると、その範囲には、調査研究に直接用いられる費用だけでなく、会派・議員の調査研究活動の基盤の充実に有益となる費用等、間接的に用いられる費用も広く含むと解することが至当である。

3 使途の判断基準について

会派・議員の調査研究の対象は広範囲におよび、その調査方法も多様であることから、調査研究活動に資するか否かの判断は、会派・議員の良識に委ねられ、一定の裁量が認められるものと解することが相当である。しかし、公金からの支出であることを考えると、その判断は一定の客観的な基準にしたがったものでなければならない。

そこで、使途の妥当性の判断には、区政に関する調査研究に資するか否かということが重要となってくる。そして、議会の調査・審議機能の強化・充実のため政務調査費を制度化した法の趣旨に照らすと、当該支出が必要性と合理性を具備しており、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として会派・議員の自主性・自立性を尊重し、適正な支出であると解すべきである。

しかしながら、会派・議員の活動には、調査研究活動とそれ以外の議員活動を同時に有していると思われる場合もあり、それを実務上区別することが困難である場合がある。

そのため、区議会では、経費を政務調査費で支出できない項目を明示するとともに、調査研究に資するために必要な経費と支出できない項目に該当する経費とが混在する場合は、その割合に応じて按分して支出する必要があることを明記した規程を定め、平成 19 年 5 月

から適用している。さらに平成20年4月からは同規程に別表として使途基準細目を定め、支出する際に原則按分が必要と思われる支出項目について、按分の割合上限を示したところである。

4 請求人の主張に対する見解

(1) 請求人が指摘する政治団体等への支出について

請求人が措置請求書の中で引用している政治資金規正法では、主催事業の収入と同様に機関紙の発行に関する収入についても報告書に収入の記載が義務づけられており、その収入の一部は政治資金に充てられるが、平成16年9月15日の京都地裁判決では、「その政党を経済的に支援し、また、政党の方針及び意向を学習するという側面があるとしても、そのことから直ちに政党活動に当たるとはいえない」として自会派と関係のある政党発行の雑誌・新聞の購読料を資料購入費として認めており、区議会においても、平成20年4月の改正後の規程で、所属政党発行の機関紙の購読料は1人1部という制限付きではあるが、資料購入費に当たると規定している。

一方、平成19年12月20日付仙台高裁の判決では、所属政党以外の特定政党が発行する機関紙の購読料も調査研究に資すると認めていることから、支払先の団体等の収入の使い道に関わりなく、あくまで政務調査費を支出したとするその内容が区政に関する調査研究という目的を逸脱していないことが客観的に判断できるものは、適正な支出と認められると解される。

こうしたことから、請求人が措置請求書であげている特定の政治団体や政党が資金集めのために開くパーティー券購入、主催する事業への参加費の支出等は、それが当該団体の政治資金として運用されるという側面があるかどうかに関わりなく、当該催し等のメニューに、例えば講演会やパネルディスカッション等が組み込まれ、当該議員が区政に関する調査研究に資すると判断し、その内容について合理性が認められる場合は、直ちにそれらが違法な支出に当たるとは言えない。

もちろん、政党・団体内の懇親を目的としたパーティー等、その内容に区政に関する調査研究の実質がないことが明らかなものが含まれる場合は、調査研究に資する部分が含まれていることを理由として、当該活動に要する経費の全額を政務調査費をもって充てることは、認められない。そのため、区政に関する調査研究に資する活動とその他の活動を合理的に区分し、合理的に区分できない場合は実態に則した按分率で支出することが相当であると考えられる。

(2) 請求人が指摘する各支出について

まず、平成15年度から平成18年度までの請求人が指摘する46件の支出については、平成19年4月以前は政調費条例、施行規則、規程等において、経費の按分や支出制限についての明文上の基準が存在せず、また、領収書等証拠書類の提出が義務付けられていなかったこと、懇親会参加費も使途基準における研修費として使途基準で明確に規定していることから、区政に役立てるための情報・知識を得るために必要な経費として、当

時の使途基準から逸脱するものではなく、適正なものであったと認められる。

その後、政務調査費の使途についての判例や各自治体における取扱いの変遷等を受け、政調費条例や規程等を社会情勢に適合するよう改正してきたことは、1の(2)で述べたとおりである。なお、n 前議員の平成16年11月18日付支出「N01の会参加費用」、平成17年12月5日付支出「N01の会参加費」、k 議員の平成16年4月2日付支出「石原のぶてる後援会会費」、o 議員の平成16年11月20日付支出「参議院議員保坂三蔵を囲む会」については、当該議員からの申し出により計上を取り消した。

次に、平成19年度支出分の「杉並No.1の会講演会費」については、区政に関する調査研究に資すると認められる内容の講演会と飲食パーティーという、調査研究活動とそれ以外の活動という2つの目的が確認できたため、その経費を2分の1に按分して支出したものであり、当該支出は、平成21年6月の「杉並区職員措置請求監査結果」において適正な支出と判断されているところである。なお、o 議員の平成20年3月26日付支出「杉並No.1の会会費」については、当該議員からの申し出により計上を取り消し、新たに発生した残余额5,000円は返還済みである。

最後に、平成20年度支出分についてであるが、当該年度の同会主催の講演会は飲食を含んでいないことが確認されただけでなく、内容的に研修の一種であり、参加費の金額も講演会聴講料として社会通念上認められる範囲と判断できるため、区政に関する調査研究に資する経費として認められる。請求人が指摘する証拠書類としてチケットの半券がないことについては、料金を振り込んだことが確認できる証拠書類が提出され、当該議員が支出の内容を出納簿・領収書等貼付用紙で示しているため問題はない。また、チケットの半券が切り取られていないことをもって参加の有無が確認できないとしていることについても、当該チケットが講演テーマや開催日等の記載部分と領収書で構成されており、入場時に通常回収される部分が領収書となっていることから、問題はないと考える。

そして、民主党支部主催の「東京フォーラム政策研修会」については、主催政党に所属する議員の参加のため、政党活動に当たるかどうか留意を要するが、その内容は、民間から講師を招いた医療制度についての講義であり、その受講は区政に関する調査研究に資すると考えられること、さらに、実際に公務員をはじめ多様な職業の方が参加し、研修費も社会通念上認められる範囲であることから、同研修会への参加費用は、使途基準に基づく適正な支出で、按分も不要であると考えられる。

以上のとおり、不法支出とする請求人の主張には理由がない。